

決議案第2号

認定第1号 平成29年度取手市一般会計決算の認定についてに対する付帯決議案について
標記の付帯決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年 9月20日

取手市議会議長

入江 洋 一 殿

提出者 取手市議会議員 細 谷 典 男

〃 〃 佐 藤 清

〃 〃 齋 藤 久 代

〔提案理由〕

認定第1号 平成29年度取手市一般会計決算の認定に当たり、取手市中学校生徒の自殺事案に関する調査にかかわる事務手続は不適切であり、教育委員会はこれを反省し、法令を遵守することを求めるため。

認定第1号 平成29年度取手市一般会計決算の認定についてに対する付帯決議案

認定第1号 平成29年度取手市一般会計決算の認定について、平成30年第3回定例会の決算審議・審査したところ、平成29年度における教育行政の中で、取手市中学校生徒の自殺事案に関する調査にかかわる事務手続に不適切な面があったと考える。

取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会設置要綱第9条には、「調査委員会は、所掌事務に係る審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。」と規定されていた。

同調査委員会は、平成28年度から平成29年度6月12日の解散まで活動していたことは確認された。しかし、その記録が教育委員会の元になかったことが明らかになった。

調査委員会にかかわる事件は、法に則らずに進めたことによって、市内外から多くの批判を受け、混乱を深めたものである。にもかかわらず、調査においても要綱に則らず報告書の提出がなされないことを認めたことは同じ誤りを繰り返したものである。

よって、認定第1号 平成29年度取手市一般会計決算の認定に当たり、教育委員会においては、法令はもとより自ら定めた要綱など厳格に遵守することを求める。

以上、認定第1号に対する付帯意見として決議する。

平成30年 9月 日

茨城県取手市議会